

令和7年度補正 産地連携支援緊急対策事業 事務局

【よくある質問と回答集】

○産地との連携及び産地について

質問区分	No	質問	回答
複数の産地	1	製品に対し、国産原料産地は複数の場合は対象になりますか。	対象になります。 ただし、成果目標に対する実績報告について、対象とする品目ごとに作成いただきます。
産地との距離	2	遠方の産地を支援する場合、距離の制限はありますか。	産地と食品製造業者の物理的距離に制限はありません。
産地との契約	3	新しく契約する産地も対象になりますか。	新しく産地連携に取り組む産地である場合には、対象になります。
	4	連携先の生産者との契約書、連携確認書等のやりとりは必要ですか。	生産者と交わした契約書や連携確認書等の御提出をお願いします。 本事業は、産地と契約を交わすことを要件とはしておりませんが、何らかの証跡をもって連携の実態をご説明いただく必要がございます。 産地との取組や関係を証明することのできる書類を実績報告時までにご提出ください。
産地連携	5	「産地との連携」とは、具体的にどのような取組を行うことが対象になるのでしょうか。	・単発的な調達購買活動ではなく、食品製造事業者と産地が互いに関与し合い、双方にとって利益のある取組を継続的に行う計画を有するものが対象となります。 ・例えば、特定の産地（複数の産地を含む）と契約栽培に向けた協議を行うことなどが対象となります。 ※産地と契約を結ぶことを必須要件とはしておりませんが、産地との連携の証跡を何らかの形で提出していただく必要がございます。 ※「取組A：産地を支援する取組」においては、産地への機械の貸与、種苗の提供、技術指導等を実際に行うことが必須です。
	6	連携する「産地」とはどのような事業者が当てはまりますか。	「産地」については、事業において産地との取組の具体性が示せる計画となっていれば応募可能と考えて差し支えありません。 ○○県産●●といったものではなく、産地（具体的な生産者名や地域の組合等）を具体的に示すことができ、どのような取組によって産地との連携が強化されたのかを実績として報告できる事業であるか否かで応募をご判断ください。
	7	商社経由の原料調達の場合は、産地限定し産地証明をとる必要はあるのでしょうか。	商社経由の場合、産地連携先として事業計画で謳った産地の原材料を実際に使用したというトレースができる資料は何らかご提出頂く必要がございます。 また、3社間契約など、産地との取組や関係を証明することのできる書類（契約書や覚書等の書類、取組が分かるその他書類）を御提出ください。 さらに、商社を経由したとして、産地との連携にどのように連携して取り組むのか（つながるのか）を具体的に記載をお願いします。

令和7年度補正 産地連携支援緊急対策事業 事務局

【よくある質問と回答集】

○産地との連携及び産地について

質問区分	No	質問	回答
商社経由	8	国産原料である魚の購入は入札制となっており、入札権を持っていないため、商社を通して入札し、それを購入しています。この場合は対象になりますか。	対象外となります。
	9	特定の産地の原材料を使用して新商品を開発することを検討していますが、現時点で産地の生産者と直接の取引関係がありません。そのため、当該の原材料を取り扱っている商社から仕入れる予定ですが、この場合は「産地連携」の要件に当てはまりますか。	商社経由の原材料調達でも対象にはなりません。どのようなメリットを生産地側にもたらすか、事業計画のなかでご説明ください。その際、特定の産地との取組内容を具体的に記載をお願いします。

令和7年度補正 産地連携支援緊急対策事業 事務局

【よくある質問と回答集】

○原材料について

質問区分	No	質問	回答
品種変更	1	現在、国産作物を使用しているが、品種を変えたい場合の費用は対象になりますか。	対象になりますが、国産原材料の増加が事業の目的・要件となるため、なんらかの取扱量を増加していただく必要があります。
	2	試作品用原材料の取扱量の上限はありますか。	上限は定めておりませんが、試作品のために使用した原材料分のみが対象経費となり、在庫としてストック分は認められません。 申請時点では、試作品として適切な量であることを事業計画書のなかでご説明ください。
	3	支援先もしくは連携先の産地が、その収穫量の何%を事業実施者向けに出荷しなければならないなどの、量的要件があれば教えてください。	産地からの出荷割合等の定めはありません。 その産地から食品製造業者が収穫物を仕入れた実績を事業完了後に報告いただきます。
既存品	4	産地と連携して、既存品の拡売での国産原料増加の計画は対象になりますか。	既存品も対象になり得ます。
増加率の下限	5	計画の生産量増加率の下限値はありますか。	「取扱量増加」の下限値はありませんが、「取扱量を10%以上増加」を目指す取組が要件なので、現状より10%以上増加する計画を立案してください。

令和7年度補正 産地連携支援緊急対策事業 事務局

【よくある質問と回答集】

○申請対象の事業者について

質問区分	No	質問	回答
複数の産地連携	1	複数の産地連携を検討している場合は、同一事業として申請するのですか。	複数産地連携の場合でも、同一事業として申請可能です。
個人事業者	2	生産者が個人事業主でも申請可能ですか。	申請可能ですが、応募主体は食品製造事業者となる必要があります。
選果業者	3	農産物の選果業者は事業に含まれますか。	選果のみを行う事業者の単独申請は対象外になります。
財務状況	4	債務超過などの財務状況でも応募申請は可能ですか。	直近3年の経常損益が3年連続赤字であり、または、直近の決算において債務超過となっている場合は、応募いただけません。
食品製造業者	5	食品製造業者が原材料の生産にも取り組む場合(産地＝食品製造業者)は、申請可能ですか。	申請対象外です。
	6	パン製造業者が、小麦から一次加工された小麦粉を仕入れている場合、小麦農家に直接関係がなくても産地連携の対象になりますか。	産地にどのようなメリットを生み出すのかを事業計画書内に記載して説明すると、対象と判断される可能性があります。
M&A	7	産地連携の方法として、食品加工製造業者のM&Aを実施する場合、そのための費用は補助対象になりますか。	不動産や株式の購入費等は、対象外となるため、M&A費用も補助対象外となります。
小売り兼業	8	食品加工会社が小売りを兼業しており、産地から仕入れた原材料の加工から販売までを一貫して行う場合、申請は可能ですか。	食品の加工・製造を行っている事業者であれば、申請は可能です。
自社農園	9	産地支援について、自社農場・自社農園は対象になりますか。	本事業における「産地」は、原則として申請事業者である食品製造事業者以外の、独立した生産者や農業法人等への支援を対象とするものです。 申請事業者が直接運営する農場・農園および、子会社が運営する農場・農園は対象外となります。
	10	生産者と共同して設立する新会社は、本事業の対象となる事業実施者になりますか。	自社農場や子会社の農場は連携産地の対象になりませんので、産地との関係性についてご注意ください。
他補助事業との併用	11	本補助事業に向けて計画した事業ではなく、既に開始済の事業も対象になりますか。	本事業の事業期間内に事業計画を実施し支払を完了する経費が対象となります。 ※交付決定を受けた日付以降に行った契約（発注）が対象です。 また、国産原材料の取扱いを継続いただくことが前提であるため、事業期間内で取扱いを終了するものについては、対象になりません。

令和7年度補正 産地連携支援緊急対策事業 事務局

【よくある質問と回答集】

○申請対象の事業者について

質問区分	No	質問	回答
	12	令和6年度補正事業で採択されている場合、令和7年度補正事業に申請することはできますか。	同じ案件で令和5年度補正事業（食品原材料調達リスク軽減対策事業）、令和6年度補正事業（産地連携推進緊急対策事業）と本事業の両方を受けることはできませんが、別の案件で申請することは可能です。

令和7年度補正 産地連携支援緊急対策事業 事務局

【よくある質問と回答集】

○設備・構築物について

質問区分	No	質問	回答
リース	1	リース費用は対象になりますか。	補助事業実施期間中のリース・レンタルに係る借用のための経費は対象になりません。
貸与	2	産地に収穫機械等を貸与する際、契約書は必要ですか。	権利・義務のトラブル等を避けるため、契約書や覚書を交わすことを推奨します。 参考として、公募サイトの「様式のダウンロード」ボタンに「賃貸借契約書(案)」を掲載していますので、ご利用ください。
	3	産地に収穫機械を貸与する際、有償でもよいのでしょうか。	有償も可能ですが、当該の収穫機械の法定耐用年数期間中に、貸与先の産地から徴収する賃料の支払額合計が、本補助事業における事業実施者(=賃貸人)の負担分を越えて利益を得ることはできません。
	4	農業用機械貸与にあたり、機械の管理、維持・修理・廃棄等は対象になりますか。	管理費用や維持・修理・廃棄に係る費用は補助対象外です。 管理や維持方法等は、事業者・産地双方で協議の上、決定してください。
対象設備	5	「国産食品原材料の取扱量増加に伴う機械設備等の導入及び新商品等の開発・製造」について、具体的にどのような工程の機械設備が対象になりますか。	国産食品原材料を用いた商品の製造工程にあたる設備が対象となりますが、事業の目的目標の達成に対して、導入予定の設備がどのような機能を果たすのか、関連性や必要性が読み取れない場合は対象外と判断される場合があります。
	6	食品製造業者が、産地側の生産量増加に対応するために保管用の冷蔵設備を設置することは対象になりますか。	国産原材料の取扱量増加につながり、産地生産量増加にもつながるのであれば対象となります。保管によって取扱量や生産量がどう拡大するかを、事業計画書内でご説明ください。ただし、冷蔵倉庫など、建屋とみなされるものは対象外となります。
	7	老朽化により能力の低減した設備を更新する場合、補助対象になりますか。	単なる老朽化対応の設備入れ替えは認められません。新機種の導入により国産原材料の取扱量の増加にどのように寄与するかをご説明頂く必要があります。
	8	原料供給増の為のハウス建設・は申請可能ですか。	いわゆる栽培用のビニールハウスは、建物扱いとなるため対象外です。
	9	取組Bにて、増産のために製造ラインを新たに設置するにあたり、自社で遊休になっている機械を改造して使用する計画ですが、その費用は対象になりますか。	取組Bにて、自社の製造ラインを新設するための、機械設備の改造に係る費用についても、補助の対象になり得ます。 一方で、古くなった設備の修繕という内容である場合は対象になりません。 本事業の目的にそって使用するために、機械装置等の機能を高めることや耐久性を増すための改造である必要があります。
	10	既に産地連携をしていて、加工場の設備投資をすることで、更に生産性向上をはかる計画です。 この場合、補助対象となりますか。	過去の事業で採用になっていなければ対象となります。 ただし、既に産地連携の取組を行う他の生産者との同一の国産原材料の取引契約を置き換えるものは対象外です。

令和7年度補正 産地連携支援緊急対策事業 事務局

【よくある質問と回答集】

○設備・構築物について

質問区分	No	質問	回答
	11	食品原材料を加工する設備ではなく、製品パッケージの包装機やパレタイザーなどは補助対象になりますか。	当該設備の導入によって、国産原材料の取扱量が増加することが説明できる設備であれば対象となりますので、その関連性を詳しく事業計画に記載してください。

令和7年度補正 産地連携支援緊急対策事業 事務局

【よくある質問と回答集】

○補助対象期間について

質問区分	No	質問	回答
交付前着手	1	交付決定より事前に着手した事業も申請できるのですか。	原則、交付決定を受けた日付以降に契約（発注）を行い、補助事業実施期間内に支払いまで完了したものが対象となります。 ただし、所定の手続きより申請し事務局の承認を受けたものについては、採択決定以降から交付決定前までに発生した経費についても補助対象とすることが可能です。
延長	2	補助事業完了期限日までに補助事業が完了しないことが見込まれるが、補助事業実施期間の延長が可能かを教えてください。	令和9年2月16日（火）までに事業が完了しない場合は、補助対象になりません。
拡大	3	昨年度、別の補助事業で交付を受け導入した製造機械に加えて、更に産地連携を進め仕入を拡大していくための別の機械を今期申請することは可能ですか。	別の設備等に対する申請であれば、対象になりますが、本事業による設備等の導入によって、新たな産地とのさらなる国産原材料の取扱い量増加を実施するなどの目的設定が必要です。 昨年度から現状維持の場合は対象になりません。
完了	4	「事業完了」の定義を教えてください。	発注から設備の導入、支払、設備稼働、実績報告書の提出までを行い、完了となります。 令和9年2月16日（火）までに完了いただく必要がありますが、その時点で国産原材料の増加となる生産が100%行っていない場合は、以後取扱い量が増加することがわかる生産計画をご提出ください。
期間	5	2027年春に米の作付けをし、秋に収穫され、その後加工・販売となる場合、本事業の対象になりますか。	すべての日程が本事業の事業期間から外れているため、対象外となります。
種苗提供	6	産地へ提供する種苗は、事業実施期間内の収穫分が対象になりますか。	収穫は必須ではなく、事業実施期間内に行った播種、定植された分が対象になります。
	7	連携する産地への種苗提供が事業完了期限までに完了するのが難しい場合、どうすればよいですか。	事業期間中に播種・定植まで実施できれば、提供とみなされますが、購入だけでは認められません。

令和7年度補正 産地連携支援緊急対策事業 事務局

【よくある質問と回答集】

○補助対象経費について

質問区分	No	質問	回答
留意点	1	補助対象経費について、留意点を教えてください。	実施規程及び公募要領に記載された補助対象経費であっても、事業終了時に提出して頂く報告書一式を審査し、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合していないと判断された場合には、補助金が支払われない場合もありますので、交付決定額＝支払われる補助金の額として確定しているわけではないことをご留意ください。
検査研究費	2	連携する産地の農林水産品自体の品質検査（例えば、含有するタンパク質など各栄養素の検査）は対象経費として認められますか。	試作品開発における原材料の成分検査は対象経費として認められます。
	3	国産麦や飼料用米、子実用トウモロコシの利用拡大の調査費・研究費について、国産品だけの調査・研究に切り分けにくいいため、どのように業務内容を精査したらよいですか。 飼料用原料は、廃棄も難しいので、一部飼料として活用してしまいが、その分の費用も原料開発費に算出されますか。	同じ原材料に占める国産原材料の比率などで算出ができる可能性があります。その場合は、按分として算出した根拠をご提示ください。 国産という範囲ではなく、特定の産地を見据えた計画としてください。 また、飼料用の米や作物、子実用（種子生産用）の作物は対象にはなりません。 結果的に飼料用となった場合、その分に関わる経費は対象外となります。

令和7年度補正 産地連携支援緊急対策事業 事務局

【よくある質問と回答集】

○公募要件・審査・採択について

質問区分	No	質問	回答
他事業との併用	1	ものづくり補助金などの他の補助事業との併用は可能かを教えてください。	内容が異なる別の事業であれば、同じ事業者が異なる補助金を受けることは可能です。ただし、全く同じ事業内容に対して複数の国の補助金を受けることはできません。 同時に複数の補助事業の採択を受けた場合は、いずれかを辞退してください。
公募回数	2	公募は何回開催されますか。採択率や予算の消化状況は公開されますか。	公募は2回を予定しておりますが、2次公募以降の公募の実施については、採択結果を踏まえた予算状況によって開催の有無を検討するため、必ず開催することを確認するものではありません。 また、採択率や予算の消化状況は非公開となります。個別のお問い合わせにもお答えはできかねます。
見積期限	3	申請時点で見積書が必要ですか。 また、見積書の期限はいつまでのものが必要かを教えてください。	応募準備段階にて予め複数の見積書を取得いただき、関連資料として申請時に併せて提出していただく必要があります。 事業計画策定にあたって取得予定の機械装置等の単価や個数等の記載が必要です。 見積書の有効期限に制限はありませんが、できる限り最新の見積書を提出することをお勧めします。
事例	4	事例はありますか。	以下のリンクより、産地連携フォーラムの事例をご覧ください。 https://agriculture-foodindustry-regionalsourcing.maff.go.jp/
結果通知	5	交付申請書提出後、交付決定までどのくらいかかりますか。	基本的に2～3週間を目安にしています。 ※採択時に指摘させていただいた内容の見直しや、交付申請書の修正有無と修正対応により変動します。
	6	審査結果の通知はいつ頃いただけますか。	公募終了後、約1～1.5ヶ月後に採択通知の送付を予定しております。
選定方法	7	事業実施者の選定方法を教えてください。	評価基準に基づき、外部の公募選考委員会において審査の上、予算の範囲内で事業実施者を選定します。 また、選定は書面審査にて行い、更に確認が必要な場合は別途ヒアリングを行うことがあります。 なお、事業実施者の選定に係わる審査の経過、審査結果等に関するお問い合わせにはお答えできませんので、あらかじめご了承ください。
	8	産地からの調達をより多く実施すれば採択審査の際に有利になりますか。	採択審査については、特定の数値だけではなく事業計画全体を総合的に検討した上で判断されます。

令和7年度補正 産地連携支援緊急対策事業 事務局

【よくある質問と回答集】

○採択以降の手續きについて

質問区分	No	質問	回答
辞退	1	補助金交付候補者の採択決定後に辞退をすることはできるのか教えてください。	事務局に申請していただくことで、辞退は可能です。
補助事業完了後	2	補助事業完了後、翌年以降も実績報告を行う必要はありますか。	事業実施年度を0年度として、3年後まで、成果目標の達成状況をご報告いただき、成果目標の達成年度は事業実施から3年後の年度とします。
採択と交付決定の違い	3	採択通知と交付決定通知の違いを教えてください。	採択通知は、交付決定候補事業者となったことを通知するものです。 交付決定通知は、事業計画に伴う補助金額について必要書類とともに事務局に交付決定の申請をしていただき、その内容が承認されたことを通知するものです。 原則として、事業は交付決定通知後に着手（契約や発注）してください。
変更	4	採択金額よりも低い金額で交付決定されたが、経費の変更が生じたため、交付決定額を増額することは可能なのか教えてください。	いかなる理由であっても、交付決定額の増額変更はできません。 経費が増額した場合、増額分は事業者自身の負担となります。
	5	交付決定された内容に変更が生じた場合には、どのような申請が必要か教えてください。	実施規程第9「事業実施手続」のうち、4の「事業実施計画の重要な変更」または5の「事業の中止または廃止」に該当する場合は、あらかじめ別記様式第6号「産地連携支援緊急対策事業計画変更承認申請書」を事務局に提出し、その承認を受ける必要があります。 なお、原則として、事後の申請は認められません。
支払い	6	設備業者等、外注先などへの支払いは銀行振込による支払いが必要ですか。	支払い実績は、補助事業者の登録口座から銀行振込にて、設備業者等、外注先の登録法人口座への振込に限ります。
	7	補助金の支払はいつ頃か教えてください。	補助金は、事業完了後の精算払いとなります。 補助事業が完了したら、事務局に対し実績報告書等の所定の書類を提出し、完了検査を受ける必要があります。検査を経て補助金額の確定を行い、支払いとなります。
	8	補助金の概算払い請求はできますか。	補助金の支払いは、事業完了後にご提出いただく実績報告書をもとに、事務局にて補助金額を確定した後の精算払いとなります。 概算払いは対応しておりません。

令和7年度補正 産地連携支援緊急対策事業 事務局

【よくある質問と回答集】

○産地との連携

No	質問	回答
1	産地と連携した国産原材料調達計画（産地連携計画）とは、どのようなものですか。	<p>本事業の申請にあたり作成いただく計画です。</p> <p>以下の（ア）～（オ）について記載いただきます。</p> <p>（ア） 連携する産地の名称、所在地</p> <p>（イ） 連携する産地に対して行う取組の具体的内容</p> <p>（ウ） 調達条件（調達予定数量、期間、又は面積等）</p> <p>（エ） 調達量増加のための原材料の受入、製品の製造及び販売等に関する具体的方策及び実施時期</p> <p>（オ） 応募時点での当該国産原材料の取扱状況</p>
2	自社運営の産地や子会社も連携する「産地」として申請可能ですか。	<p>本事業においては、持続可能な原材料調達のための産地連携を始めるきっかけとしていただきたいという観点から、①自社運営の産地、②子会社（個人事業主含む）、③関係会社、④事業継承の予定があるもの、④同一の代表者によって運営されている法人又農業経営体（法人か否かを問わない）等、申請者となる食品製造事業者が産地の意思決定に一定以上の影響を与える場合は、連携する「産地」の対象外です。</p> <p>また、本補助金を目的に、主要株主、出資比率、代表者等を変更し申請することは認められません。</p>
3	調達量増加のための原材料の受入に関する具体的方策とはどのようなことを記載する必要がありますか。	産地連携計画に基づき対象となる原材料の取扱量が増加するにあたって、貴社での受入れ体制をどのように整えて対応する予定であるのか記載してください。
4	調達量増加のための製品の製造に関する具体的方策とは、どのようなことを記載する必要がありますか。	産地連携計画に基づき取扱量が増加した対象の原材料を製品化するために、貴社の製造部門での体制をどのように整えて対応する予定であるのか記載してください。
5	調達量増加のための販売等に関する具体的方策とは、どのようなことを記載する必要がありますか。	<p>産地連携計画に基づき取扱量が増加した対象の原材料を使用した製品を販売するために、どのような取組を計画しているのか、その計画は現実的なものであるか等、調達した原材料を使用した製品を計画通りに継続して販売するための貴社の取組を記載してください。</p> <p>なお、応募時点で国産原材料の取扱量が0の場合にも、試算した想定のとおり令和8年度目標値とその計算の根拠をお示しいただく形を想定しております。</p>
6	応募時点での当該国産原材料の取扱状況とは、どのようなことを記載する必要がありますか。	対象となる原材料の品目ごとに、①当該原材料の輸入含む貴社の取り扱い総量、②当該原材料の国産原材料の使用総量について、記載ください。

令和7年度補正 産地連携支援緊急対策事業 事務局

【よくある質問と回答集】

○応募時の要件（必須項目）について

No	質問	回答
1	産地と連携した国産原材料調達計画（産地連携計画）とは、どのようなものですか。	<p>本事業の申請にあたり作成いただく計画です。以下の（ア）～（オ）について記載いただきます。</p> <p>（ア） 連携する産地の名称、所在地 （イ） 連携する産地に対して行う取組の具体的内容 （ウ） 調達条件（調達予定数量、期間、又は面積等） （エ） 調達量増加のための原材料の受入、製品の製造及び販売等に関する具体的方策及び実施時期 （オ） 応募時点での当該国産原材料の取扱状況</p>
2	国産原材料の調達量10%以上の増加とはどのような目標ですか。	<p>成果目標は、事業で対象として取り扱う国産原材料の調達量を10%以上増加させるものとし、定量的な検証に応えられるよう品目ごとに設定いただきます。</p> <p>また、成果目標は事業実施年度から3年後の年度まで、品目ごとに報告をしていただきます。</p> <p>対象とする原材料の取扱量増加に関して、既に産地連携の取組を行う他の生産者との同一の国産原材料の取引契約を置き換える計画となっているものは認められません。</p>
3	連携する生産者の拡大とはどのようなことですか。	<p>産地連携計画において、新たな生産者様と取組いただく等、国産原材料調達を行うにあたって連携する産地（生産者）を増やす計画を策定いただきます。</p>
4	食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（令和5年法律第59号）（以下「食料システム法」という。）第6条1項に規定する安定取引関係確立事業活動計画を作成し、大臣に提出し、その認定を受けている、又は認定を受ける見込みであると認められること。とはどのようなことですか。	<p>食料システム法の4つの計画認定制度のうち、安定取引関係確立事業活動の認定を受けている、又は安定取引関係確立事業活動の計画を作成し、所管の農政局等に計画認定の相談を進めて、認定を受ける見込みであると認められる状態であることが申請の要件です。</p>
5	産地連携フォーラムへの参画とはどのようなことですか。	<p>事業計画書に記載のある申請者のいずれか一人以上が、地域の持続的な食料システム確立推進支援事業によって農林水産省が運営している、産地連携フォーラムに会員登録をしてください。</p> <p>なお、採択となった間接補助事業者は、実施要領第3（2）モデル事例の横展開への参画の規程により、モデル事例としての経営改善情報の提供、講演会や展示会等におけるモデル事例の広報活動への参画、現場公開等によるモデル拠点としての機能発揮等、産地連携フォーラム等の農林水産省が取り組むモデル事例の横展開に資する活動の要請に応じるものとします。</p>

令和7年度補正 産地連携支援緊急対策事業 事務局

【よくある質問と回答集】

○応募時の要件（必須項目）について

No	質問	回答
6	直近の決算で赤字または債務超過でも申請できますか。	直近3年の経常損益が3年連続赤字の事業者、直近の決算において債務超過となっている事業者は応募いただけません

令和7年度補正 産地連携支援緊急対策事業 事務局

【よくある質問と回答集】

○加点項目について

No	質問	回答
1	産地連携計画の優位性とは、どのようなことですか。	以下の3つの観点で産地連携計画を評価します。 ア 産地を支援する取組の優位性 イ 調達条件（調達予定数量、期間、又は面積等）の優位性 ウ 本事業により調達した国産原材料を使用した商品の販路確保の蓋然性
2	産地連携計画の優位性のうち、産地を支援する取組の優位性とは、どのようなことですか。	産地を支援する取組によって生み出される産地（生産者）へのメリット、労働負荷や生産性の改善等の優位性を評価します。
3	産地連携計画の優位性のうち、調達条件（調達予定数量、期間、又は面積等）の優位性とは、どのようなことですか。	産地と取り決める調達条件（調達予定数量、期間、又は面積等）が、例えばこれまでの取引に比べて食品製造事業者、産地（生産者）の双方にメリットがある内容であるか、横展開が可能であるか等、調達条件の工夫を評価します。
4	産地連携計画の優位性のうち、本事業により調達した国産原材料を使用した商品の販路確保の蓋然性とは、どのようなことですか。	「販路確保の蓋然性」とは、本事業で調達した国産原材料を用いた商品が、実際に販売先で継続的に売れる見込みがどれだけ確かに示されているかを指します。 単なる期待や希望ではなく、市場ニーズ、取引先、数量根拠、商談状況などの事実に基づいた実現性の高い計画となっているかを評価します。
5	（別表1の第1の2のアからオまでの取組）取組Aのうちいずれか一つ以上を行う事業実施計画となっていること。とありますが、取組Aを複数行う事業計画の方が、一つしか行わない計画よりも、よりポイントが高くなりますか。	取組Aに取り組んだ数ではなく、産地（生産者）へのメリット・貢献度を重視します。
6	商品の新規性の有無とはどのようなことですか。	産地連携計画によって調達した国産原材料を使用した商品がこれまで市場に存在しなかった特徴や価値を持っていることを指します。当該商品が、既存の商品と比べて、明確に新しい特徴や価値があること、性能が大幅に向上している、新しい利用シーンを創出している、既存市場にないカテゴリーを作る等、「これまでにないもの」「これまでではできなかったこと」が実現されているかを評価します。

令和7年度補正 産地連携支援緊急対策事業 事務局

【よくある質問と回答集】

○加点項目について

No	質問	回答
7	農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用に関する法律（令和6年法律第63号）第7条第1項に規定する生産方式革新実施計画の有無とは、どのようなことですか。	農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用に関する法律（令和6年法律第63号）第7条第1項に規定する“生産方式革新実施計画”を申請し、農林水産大臣から認定を受けた計画があるか否かを確認します。

令和7年度補正 産地連携支援緊急対策事業 事務局

【よくある質問と回答集】

○成果目標について

No	質問	回答
1	成果目標はどのように設定したらよいですか。	<ul style="list-style-type: none">・事業年度を0年度として、3年後の成果目標の達成年度までの目標を設定してください・成果目標の達成年度の原材料の調達量は、事業実施年度から10%以上増加させるものとしてください・成果目標の設定は対象となる原材料の品目ごとに設定してください。複数の原材料を対象品目とする場合は、品目ごとに記載ください・目標設定の際は、原材料の品目の総使用量（外国産含む）、うち国産原材料使用量、産地と連携した国産原材料調達量をそれぞれ記載してください・なお、既に産地との連携に取り組んでいる同一の国産原材料の取引契約を置き換える目標は認めません
2	成果目標の達成年度までに目標を達した場合はどうなりますか。	成果目標の達成年度までに10%以上の取扱量の増加させる目標に達し、提出された実施報告でその事実を事務局に確認・承認を受けた場合、次年度以降の報告は不要です。
3	成果目標の達成年度までに目標を達していない場合はどうなりますか。	成果目標の達成年度までに10%以上の取扱量の増加させる目標に達していない場合は、進捗を確認するため、改善計画（取組経過、未達原因、次年度計画、実施体制等のこれまでの取組経過、課題、成果目標達成に向けた改善策の詳細）を作成いただきます。 また、達成までの毎年度の6月30日まで改善報告書を提出いただきます。未達が続く場合は、改善指導等必要な指導が行われます。

【よくある質問と回答集】

○申請対象の事業者について

No	質問	回答
1	どのような事業者が食品事業者等に該当しますか。	本事業においては、食品の加工・製造を行っている事業者又はこれらが組織する団体を指します。経営体としての業種区分にかかわらず、食品製造を行っているか否かで判断します。
2	本事業における加工・製造の定義はどのようなものですか。	定義は次のとおりです。 実施要領第3の2 (3) 留意事項 イ 本事業における加工・製造とは、原材料とする農林水産物に対し、形状の変化又は物理的性質の変化（例：粉碎、加熱、冷凍、乾燥等）を伴う工程をいう。
3	酒類メーカーも申請可能ですか。	次の内容をご参照ください。 実施要領第3の2 (3) 留意事項 ア 本事業において対象とする国産原材料は、国内の生産者によって生産され、主に日常の食用として供するべく、イの加工・製造に用いられる農林水産物とする。 ただし、酒類に係る申請については国内農林水産業の産地への貢献が産地連携計画に盛り込まれていることを条件として、醸造工程に直接関わる機械等を除いて、審査対象とする。